

記者発表資料  
平成21年7月30日  
こども青少年局こども家庭課  
児童施設担当課長  
千々岩 稔 Tel671-2359

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

# DV被害者へ定額給付金等相当額を支給します

横浜市では、DV被害（配偶者からの暴力被害）により、定額給付金及び子育て応援特別手当を受け取れない方に対して、その相当額をお渡しします。

## 1 支給対象者

- (1) 平成21年2月1日時点において横浜市に住民登録をしている方で、以下の条件を全て満たす方

- ① DV被害により、住民登録してある住所と現住所が異なる方
- ② DV被害者であることを公的機関が証明できる方（地方裁判所発行の保護命令決定通知書、配偶者暴力相談支援センター発行の一時保護証明、警察署の相談証明）

または、

- (2) 平成21年2月1日時点において横浜市に住民登録をしていないが、申請時の現住所が本市内にある方で、以下の条件を全て満たす方

- ① DV被害者であることを公的機関が証明できる方
- ② 他都市において同様の支給制度がなく、支給が受けられない方

## 2 申請手続き

- (1) 専用ダイヤルに電話をいただきます。
- (2) 詳細について確認のうえ、担当より申請書等を発送します。
- (3) 申請書に必要事項を記入し、必要証明書類を添付して返送していただきます。

(裏面あり)

### 3 申請窓口

横浜市DV被害者定額給付金等相当額支給担当

専用ダイヤル **045-671-4275**にて受付をします。

(受付時間 8:45～17:15 土・日・祝日除く)

### 4 申請期間

平成21年8月18日(火)～平成21年11月18日(水) 消印有効

### 5 支給額

#### (1) 定額給付金相当額

支給対象者1人につき12,000円

(平成21年2月1日時点で65歳以上・18歳以下は1人につき20,000円)

#### (2) 子育て応援特別手当相当額

下記の対象となる子ども1人につき36,000円

- ①「平成2年4月2日から平成17年4月1日」までに生まれた児童が2人以上いる世帯で、
- ②「平成14年4月2日から平成17年4月1日」までに生まれた児童のうち、
- ③「第2子」以降の児童に対して、1人当たり36,000円をお渡しします。